

平成28年4月から

剪定枝・木の搬入基準が変わります

剪定枝・木の搬入基準が下記のとおり、4月から変更になります。
事業所の皆様には、一般廃棄物と産業廃棄物を区別いただき、環境にやさしい事業活動を推進いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

剪定枝・木の基準

平成28年3月末まで

平成28年4月から

太さ10cm程度は長さ1m以下
太さ20cm程度は長さ50cm以下
太さ30cm程度は長さ30cm以下



太さ15cm以内で長さ2m以下

上記基準の大きさにしていただき、処理施設へ搬入いただきますようお願いいたします。

○ 事業系一般廃棄物について注意事項

一般家庭から出る家庭系ごみと、事務所・店舗・飲食店・工場・農業などの事業活動に伴って出る事業系ごみは区分されるため、廃棄物処理法に従って適正に処分をしなければなりません。
また、ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

- ①発生抑制・・・紙類の使用は必要最低限に抑え、生ごみの発生量を減らし水切りをしましょう。
- ②再使用・・・使えるものは繰り返し使いましょう。
- ③再生利用・・・古紙類等リサイクルできるものは資源化できる業者に委託し、再生利用しましょう。

どうしても資源化できないものは、適正に処理を行ってください。

※市の処理施設に産業廃棄物を搬入することはできません。

処理については一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会（電話077-521-2550）までお問い合わせください。

問い合わせ先 近江八幡市 市民部環境課
(電話) 36-5509 (FAX) 36-5882

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、自らの責任において、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ることにより廃棄物の減量を行うとともに、生じた廃棄物適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物の発生の抑制等に関し、事業体制の整備、従業員の教育等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の発生の抑制等に関する市の施策に協力しなければならない。